第六十八条の八十八第八項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　前項本文の規定は、同項の同時文書化対象国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第六十八条の八十八第七項の次に次の四項を加える。

8　連結法人が各連結事業年度において当該連結法人に係る国外関連者との間で行つた特定無形資産国外関連取引（国外関連取引のうち、特定無形資産（国外関連取引を行つた時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該連結法人が予測したものに限る。）についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を勘案して、当該特定無形資産国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定無形資産国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該連結法人の当該連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（以下この条において「決定」という。）をすることができる。ただし、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

9　前項本文の規定は、連結法人が同項の特定無形資産国外関連取引（第二十五項の規定により各連結事業年度において連結親法人若しくは連結子法人がこれらの法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合に当該連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。同項において同じ。）に添付すべき書類に当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるもの又は第二十六項の規定により各連結事業年度において連結子法人が当該連結子法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合に当該連結事業年度の個別帰属額等の届出（同法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類をいう。第二十六項において同じ。）に添付すべき書類に当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一　当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該連結法人が予測したものに限る。次号において同じ。）の内容として財務省令で定める事項

二　当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由（以下この号において「相違事由」という。）が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該連結法人がその発生を予測することが困難であつたこと、又は相違事由の発生の可能性（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を勘案して当該連結法人が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定していたこと。

10　第八項本文の規定は、連結法人に係る特定無形資産国外関連取引に係る判定期間（当該連結法人と特殊の関係にない者又は当該連結法人との間で当該特定無形資産国外関連取引を行つた国外関連者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日（その日が当該特定無形資産国外関連取引が行われた日前である場合には、当該特定無形資産国外関連取引が行われた日）を含む連結事業年度（当該最初に生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産国外関連取引については、適用しない。

11　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、当該連結法人に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しが同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。次項及び第十七項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十七項において同じ。）又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

第六十八条の八十八の二第一項中「前条第二十二項第一号」を「前条第二十八項第一号」に改める。

第三章第二十三節の節名を次のように改める。

第二十三節　連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第六十八条の八十九第四項ただし書中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第三章第二十三節第二款の款名を次のように改める。

第二款　連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例

第六十八条の八十九の二の見出しを削り、同条第一項中「関連者支払利子等の額がある場合に」を削り、「関連者支払利子等の額の合計額から」を「対象支払利子等の額の合計額（以下この項及び次項第六号において「対象支払利子等合計額」という。）から」に、「第四項第一号」を「第三項」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「ときは」を「場合には」に、「関連者支払利子等の額の合計額の」を「対象支払利子等合計額の」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　対象支払利子等の額　支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。

二　支払利子等　連結法人が支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。

三　対象外支払利子等の額　次に掲げる支払利子等（連結法人に係る関連者が非関連者を通じて当該連結法人に資金を供与したと認められる場合として政令で定める場合における当該非関連者に対する支払利子等その他政令で定める支払利子等を除く。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　支払利子等を受ける者の課税対象所得（当該者が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該者の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。イ及びホ⑴において同じ。）に含まれる支払利子等（ホに掲げる支払利子等を除く。イにおいて同じ。）　当該課税対象所得に含まれる支払利子等の額